

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

令和2年3月31日

火 曜 日

号 外(6)

目 次

規 則

○富山県営林産物売払規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県営林産物売払規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第30号

富山県営林産物売払規則の一部を改正する規則

富山県営林産物売払規則（昭和41年富山県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出しを「（産物の採取箇所等が契約の内容に適合しない場合における担保責任）」に改め、同条中「に差異があり、又は隠れたるかしを発見しても」を「が当該売払契約の内容に適合しない場合であつても、」に、「を解除」を「の解除を」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（森林政策課）

